

化学物質と環境に関する政策対話の今後の運営体制について

1. 背景

化学物質と環境に関する政策対話については、開始当初より北野委員に座長を務めて頂いてきたが、中長期的な運用を見据えて、今後の体制に関する検討を進めることが必要。

2. 今後の体制について

■ 学識経験者を中心とした共同座長体制への移行

- 化学物質と環境円卓会議での事例を踏まえ、複数名の共同座長とする。
- 当面は共同座長として北野委員に補佐いただきながら、各回の座長として村山委員、亀屋委員に交代で運営いただく。

■ 政策対話に沿った進め方

- 本方針についてご確認頂き、可能であれば合意事項とする。
合意が得られた場合は、事務局にて設置要綱の改定案を作成し、次回、第9回政策対話において確認・改定する。
(参考までに、現時点での改定イメージを次ページに示す。)

<参考>

- 化学物質と環境円卓会議（2001～2010年）においては、北野大氏、安井至氏、原科幸彦氏の3名が学識経験者として共同で座長を務めていた。

化学物質と環境に関する政策対話 設置要綱（改定イメージ）

（共同座長制とする場合。下線部が変更箇所。）

平成 27 年 月 日
化学物質と環境に関する政策対話

1. 趣旨

市民、労働者、事業者、行政、学識経験者等の様々な主体により化学物質と環境に関して意見交換を行い、合意形成を目指す場として、「化学物質と環境に関する政策対話」（以下「政策対話」という。）を設置し、化学物質に関する国民の安全・安心の確保に向けた政策提言を目指す。

2. 構成メンバー

- (1) 政策対話の構成メンバーは、別紙のとおりとする。
- (2) 複数の学識経験者による共同座長制とし、各回の座長は交替で務める。
- (3) 政策対話の構成メンバーは、必要に応じ、代理の者又は議題に応じた説明者等を会合に出席させることができる。
- (4) 政策対話は、必要に応じ、構成メンバー以外の者の出席を求めることができる。

3. 開催

- (1) 開催は、政策対話が決定する。
- (2) 政策対話の会合は、原則として公開で行う。
- (3) 日程調整及び開催の通知は、政策対話の事務局が行う。

4. 進行

議事進行役は、各回の座長が務める。座長が欠席の場合は、他の共同座長が務める。

5. 議題

政策対話が決定する。

6. その他

- (1) 会合の議事録又は議事要旨は、政策対話の事務局が作成し、会合に出席した構成メンバーの確認を得たうえで、遅滞なく、政策対話のホームページ上で公開する。
- (2) 会合で配布された資料は、原則として、政策対話のホームページ上で公開する。
- (3) 事務局は、環境省総合環境政策局環境保健部環境安全課とする。事務局は、政策対話及び政策対話に関する会合の準備、文書の作成その他政策対話に係る事務を執り行う。
- (4) 上記に定めるもののほか、運営に必要な事項は、政策対話が決定する。